

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 保健衛生部予防対策課精神保健担当

問合せ先 03 - 5803 - 1847

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称		精神障害者グループホーム開設費助成金										
根 拠 規 定 等		文京区障害者(児)施設開所費用補助金交付要綱										
創 設 年 月		平成	23	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	12年	終了予定年月			
見 直 し 年 月		令和	4	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	2年				
見 直 し の 内 容		「文京区精神障害者グループホーム開所に係る費用の助成に関する要綱」を廃止し、3障害に対応した「文京区障害者(児)施設開所費用補助金交付要綱」に一本化した。										
予 算 科 目		款		項		目		大事業		中事業		計画事業番号
		6衛生費		1保健衛生費		4障害者総合支援事業費		6精神障害者グループホーム開設費等助成		1精神障害者グループホーム開設費等助成		
補 助 金 の 種 別		☐ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☒ 投資的補助 ☐ 利子補給										

2 補助金の概要

補助目的	精神障害者グループホーム事業開始のための費用の一部を助成することにより、グループホーム開所を促進するとともに、精神障害者の自立した生活を支援する。					
補助事業等の内容	精神障害者のためのグループホーム開所に係る費用の助成					
補助対象経費の内容	グループホーム開所にあたり、家主に支払う敷金、礼金、利用者が入居するまでの間に要した家賃、及び不動産事業者に対して支払う仲介手数料等。また、交流室における備品の整備費。					
補助事業者等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☒ 事業者 ☐ その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕					
補助金の算出	☐ 定率（補助率） ☐ 定額（補助額）					
	☐ 補助単価（補助単価 単位） ☒ その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 (1)家賃補助は一部屋あたり月額100千円を限度とし、最大3月分とする。(2)礼金・仲介手数料はそれぞれ家賃の2月分を限度とする。 (3)(1)及び(2)の補助は最大8部屋分とする。(4)備品等の整備費については30万9千円を限度とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	非公募					
実績報告書時における 使途の確認方法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☒ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他（事業報告書）					
補助・単独の状況	☒ 区単独	負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し)	上乗せの 内容・理由				
	☐ 補助(区上乗せ有)					

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	0	0	0	1
決算(予算)額	0	0	0	505
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	505
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	-	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	-	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	-	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	令和4年度に1か所新規開設されたが、助成金については対象外であった。
課題	グループホームの要件を満たす物件の確保が困難な状況である。
今後の方向性	引き続き、家主や地域住民への理解促進および事業者への周知を図る。